

大分大学 I R センター 規程

令和元年 12 月 23 日 制定
令和元年 規程 第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大分大学学則（平成 16 年規則第 8 号）第 9 条第 2 項の規定により、大学に係る様々なデータ及び情報の収集、管理、分析等を行うことにより、大分大学（以下「本学」という。）の戦略的運営の意思決定、推進及び改善を支援することを目的として設置する、大分大学 I R センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の戦略的運営の意思決定、推進及び改善に資するデータ及び情報の分析に関すること。
- (2) 本学内外のデータ及び情報の収集及び管理に関すること。
- (3) 本学の活動の点検、評価等に資するデータ及び情報の提供に関すること。
- (4) その他大学に係るデータ及び情報の収集、管理、分析等に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長 2 人
- (3) 主担当の教員
- (4) その他学長が必要と認める者

(センター長)

第 4 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、学長が指名する学長特命補佐をもって充てる。

(センター次長)

第 5 条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめセンター長の指名するセンター次長がその職務を代行する。

2 センター次長は、学長が指名する学長特命補佐をもって充てる。

(主担当の教員)

第 6 条 主担当の教員は、センターの業務を行う。

2 主担当の教員の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成 16 年規程第 48 号）に基づき、学長が行う。

(運営委員会)

第 7 条 センターの円滑な運営を図るため、大分大学 I R センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 8 条 センターに関する事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則
この規程は、令和2年1月1日から施行する。